

条例の概要

(市民部 国保年金課)

題 名	南アルプス市国民健康保険税条例の一部改正について
趣 旨	令和 2 年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 5 号) が施行されたことに伴い特別控除の特例について規定する必要があるため、本条例の一部を改正する。
内 容	<p>【主な改正の内容】</p> <p>○附則第 4 項及び附則第 5 項の改正 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 租税特別措置法第 3 5 条の 3 第 1 項 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設</p>
施行期日	土地基本法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 1 2 号) 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日 (令和 3 年 1 月 1 日)
留 意 点	
参考事項	